

色麻町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)平成26年度 の人件費率
平成 26年度	人 7,317	千円 4,455,249	千円 131,418	千円 861,355	% 19.3	% 14.16

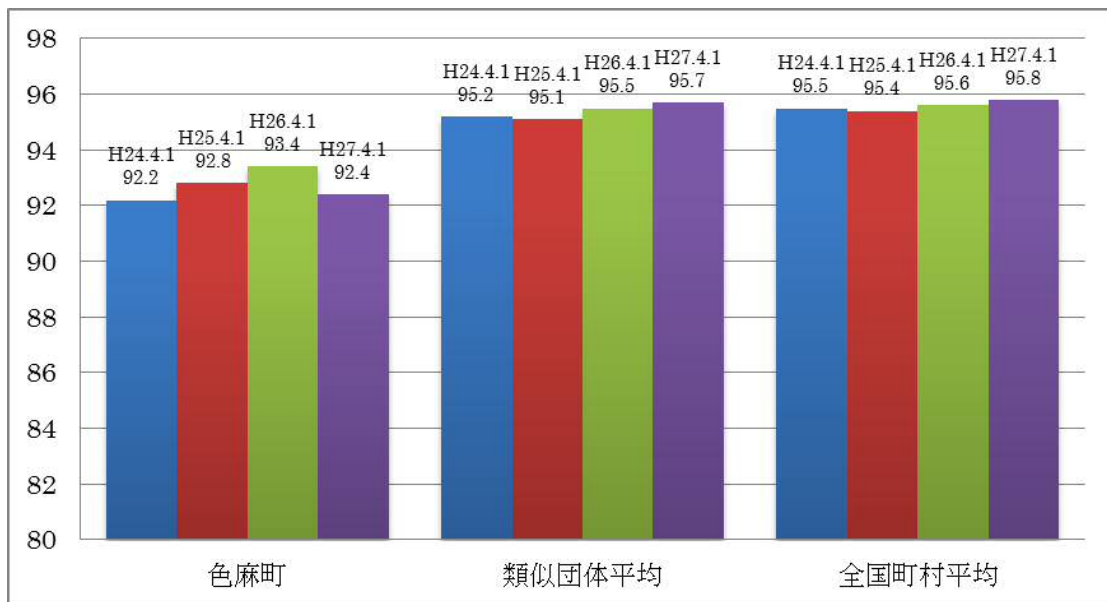
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
平成 26年度	人 96	千円 349,265	千円 45,094	千円 124,729	千円 519,088

(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円 5,407	千円 5,650

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.7%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 色麻町: 支給対象外地域

※国と同様に見直しを実施。支給当該地域に勤務した場合、その割合に応じて支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成27年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
色麻町	43.8 歳	298,400 円	329,100 円	327,953 円
宮城県	43.3 歳	333,258 円	419,584 円	374,044 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.0 歳	310,369 円	364,104 円	339,712 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A / B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
色麻町	51.2 歳	8 人	270,400 円	279,800 円	280,559 円	—	—	—	—
うち調理員	48.5 歳	2 人	258,600 円	260,700 円	261,667 円	調理士	45.6 歳	237,900 円	1.10
うち用務員	47.0 歳	3 人	265,900 円	288,176 円	287,850 円	用務員	54.6 歳	200,300 円	1.44
うち給食調理員	57.0 歳	3 人	282,800 円	284,133 円	285,867 円	—	—	—	—
宮城県	51.6 歳	260 人	330,741 円	386,250 円	363,809 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	50.8 歳	4 人	303,696 円	328,292 円	317,840 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
色麻町	—	—	—
うち調理員	4,168,364 円	3,194,500 円	1.30
うち用務員	4,569,680 円	2,774,400 円	1.65
うち給食調理員	4,575,284 円	—	—

(2) 職員の初任給の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分		色 麻 町	宮 城 県	国
一般行政職	大学卒	174,200 円	180,800 円	174,200 円
	高校卒	142,100 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	162,750 円	144,200 円	—
	中学卒	139,400 円	127,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	246,450 円	335,250 円	—	—
	高校卒	196,700 円	280,966 円	341,050 円	337,166 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	254,400 円	262,800 円

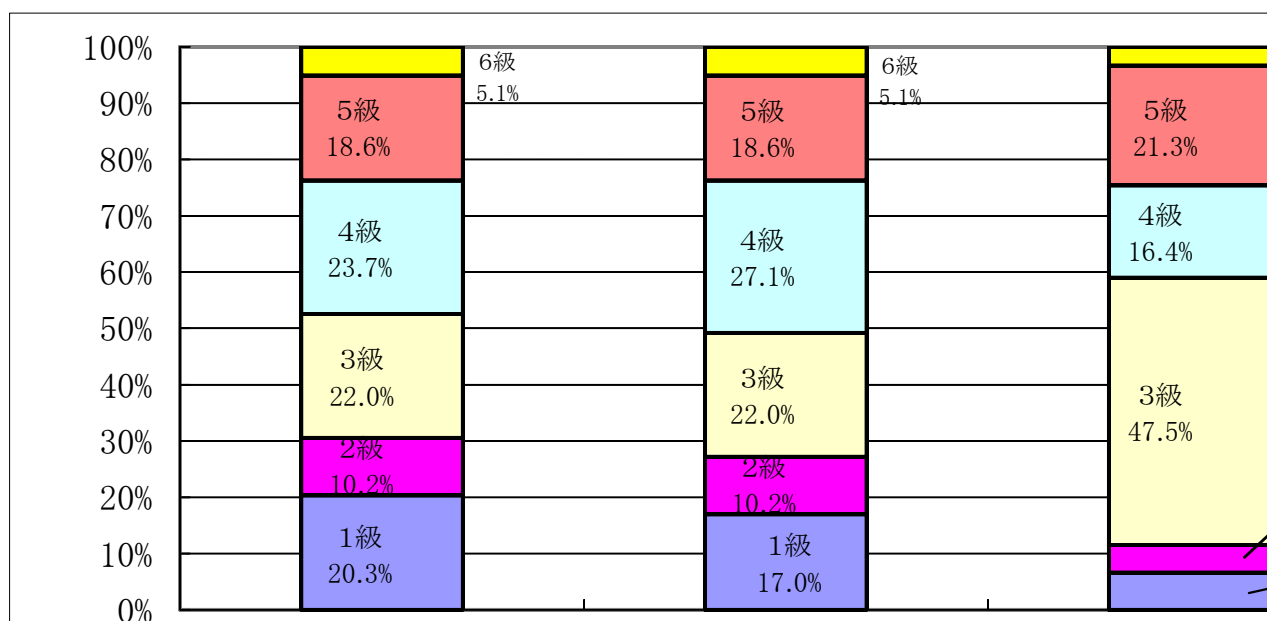
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師、栄養士、保育士、保健師及び教諭の職務	12人	20.3%	137,600円	244,900円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事等の職務	6人	10.2%	187,700円	301,900円
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務（主幹、係長、主査）	13人	22.0%	223,900円	347,700円
4級	困難な業務を処理する課の課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務（課長補佐、次長）	14人	23.7%	258,300円	378,700円
5級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務（課長、局長、所長）	11人	18.6%	285,000円	390,700円
6級	特に重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度の職務（課長、局長、所長）	3人	5.1%	315,800円	407,900円

(注) 1 色麻町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給については給与構造改革の導入により、勤務成績の反映を一層細かく行う目的で、従来の昇給幅を4分割にされたところである。この目的を達成するため、現在1月1日から12月31日までの1年間における業績、勤務態度や能力などを評価し、その評価に基づき、1月1日に実施する昇給の区分を決定することとしている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

色 麻 町	宮 城 県	国
1人当たりの平均支給額（平成26年度） 1,354 千円	1人当たりの平均支給額（平成26年度） 1,645 千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.40月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

基準日（12月1日）以前、1か年以内の期間における勤務成績（業績、勤務態度や能力）により評価を行い、結果区分に応じて、町長が成績率を決定する。

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

色 麻 町			国		
(支給率) 自己都合	応募認定・定年		(支給率) 自己都合	応募認定・定年	
勤続20年 20.445月分	25.55625月分		勤続20年 20.445月分	25.55625月分	
勤続25年 29.145月分	34.5825月分		勤続25年 29.145月分	34.5825月分	
勤続35年 41.325月分	49.59月分		勤続35年 41.325月分	49.59月分	
最高限度額 49.59月分	49.59月分		最高限度額 49.59月分	49.59月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～45%）		
1人当たり平均支給額		19,228千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）		135 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）		135,090 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都	20%	—	20%
多賀城市	7%	—	7%
仙台市	6%	1人	6%
富谷町	5%	—	5%
名取市・利府町	3%	—	3%
地域手当補正後ラスパイレース指数		92.4	
(ラスパイレース指数)		(92.4)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	13,586 千円
職員1人当たりの平均支給年額（平成26年度決算）	166 千円
支給実績（平成25年度決算）	14,042 千円
職員1人当たりの平均支給年額（平成25年度決算）	163 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 13,000円 2. 配偶者以外の扶養親族 それぞれ6,500円(職員に配偶者が無い場合はそのうち1人について11,000円) 3. 扶養親族である子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円を加算	同じ	—	10,140 千円	253,500 円
住居手当	1. 借家・借間に居住している職員 ア月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】 -12,000円 イ月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(【家賃】-23,000円)÷2 (限度額27,000円)	同じ	—	2,910 千円	291,000 円
通勤手当	1. 交通機関の利用者 月額55,000円を限度に支給 2. 自家用車等の使用者 使用距離(片道)に応じ、2,000円～31,600円を支給	同じ	—	4,626 千円	53,791 円
管理職手当	課長等の職にある者に支給 5級の職員 49,600円 39,600円(参事) 6級の職員 51,900円 41,500円(参事)	同じ	—	9,492 千円	593,250 円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 月額26,000円+加算額	同じ	—	276 千円	276,000 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に色麻町の区域にて在勤する職員に対して支給 世帯主である職員 ・扶養親族のある職員 17,800円 ・その他の世帯主の職員 10,200円 その他の職員 7,360円	異なる	4級地として支給	6,099 千円	64,883 円
休日勤務手当	休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=1時間あたりの給与額× 135/100×勤務時間数	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=1時間あたりの給与額× 25/100×勤務時間数	同じ	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 宿日直手当 4,200円 半日直手当 2,100円 (5時間未満の場合)	同じ	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により勤務した際に支給 1. 週休日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき 6,000円 2. 週休日等以外の日の深夜(午前0時から午前5時)に勤務した場合 勤務1回につき 3,000円	同じ	—	— 千円	— 円
災害派遣手当	災害応急対策等のために国又は他の地方公共団体から派遣された職員が、住所又は居所を離れて色麻町の区域に滞在する場合に支給 公用の施設又はこれに準ずる施設 滞在期間 ・30日以内 2,430円 ・31日以上60日以内 2,430円 ・60日以上 2,430円 その他の施設 滞在期間 ・30日以内 4,000円 ・31日以上60日以内 3,550円 ・61日以上 3,110円	同じ	—	— 千円	— 円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	870,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 870,000 円 / 363,200 円
	副市町村長	646,000 円	672,100 円 / 405,600 円
報 酬	議 長	323,000 円	364,000 円 / 220,000 円
	副 議 長	245,000 円	285,000 円 / 172,000 円
	議 員	229,000 円	263,000 円 / 143,000 円
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長	(平成26年度支給割合) 3.10 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(平成26年度支給割合) 3.10 月分	
退 職 手 当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) 870,000円×在職月数×0.44 646,000円×在職月数×0.26	(1期の手当額) (支給時期) 18,374,400円 任期毎 8,062,080円 任期毎
	備 考		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

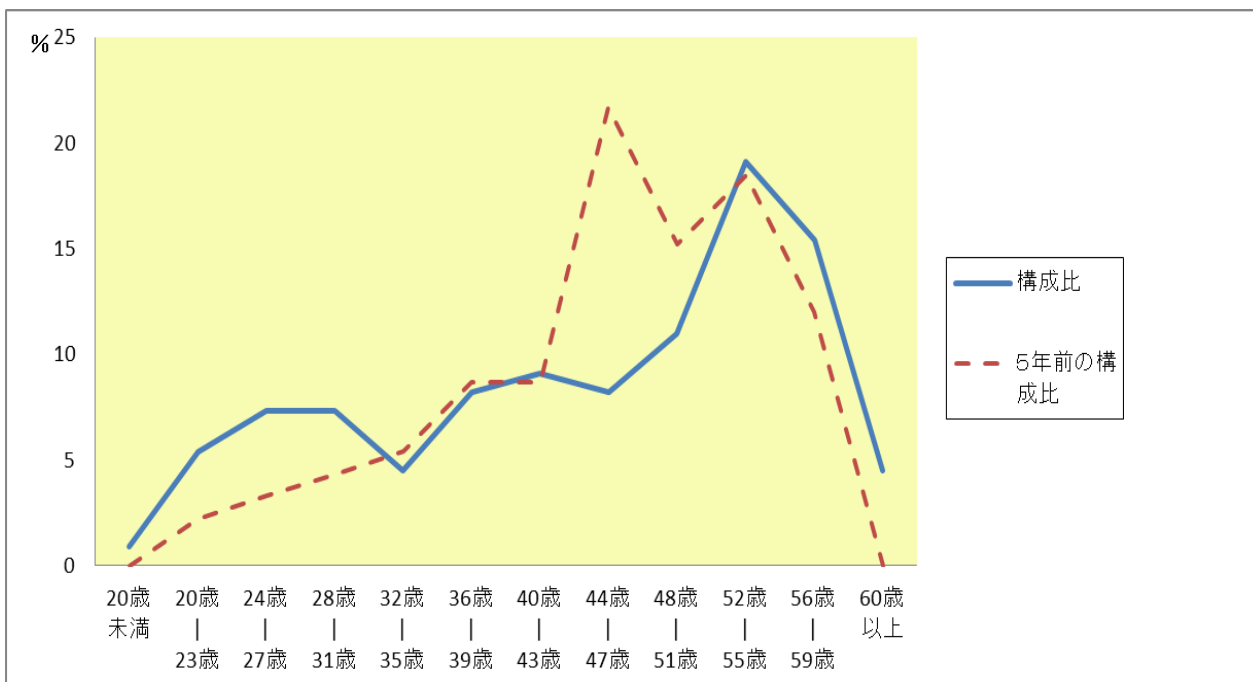
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門		区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成27年	平成26年	平成27年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2人	2人	0人	※前年兼務であった選挙管理委員会事務職員を配置 ※徴税吏員として宮城県へ1名派遣している ※健康づくり事業充実のため、保健師増 ※道路橋梁調査室廃止に伴う減 <参考> 人口1万人当たり職員数 97.73 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 125.10 人)	
		総務	20人	19人	1人		
		税務	6人	5人	1人		
		民生	24人	24人	0人		
		衛生	7人	6人	1人		
農林商工		9人	9人	0人			
土木	4人	5人	▲1人				
	計	72人	70人	2人			
	教育部門	24人	24人	—			
	消防部門	—	—	—			
	小 計	96人	94人	2人	<参考> 人口1万人当たり職員数 130.31 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 150.95 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	3人	3人	—			
	下 水 道	3人	3人				
	そ の 他	10人	10人				
	小 計	16人	16人	—			
合 計		112人	110人	2人	<参考> 人口1万人当たり職員数 152.03 人		
		[120人]	[120人]	[]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	16人	7人	7人	10人	8人	8人	11人	21人	16人	4人	112人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	過去 5 年間の増減数(率)
一般行政	68	71	74	71	70	72	4 (5.6%)
教育	21	21	20	21	24	24	3 (12.5%)
消防	—	—	—	—	—	—	— (%)
普通会計計	89	92	94	92	94	96	7 (7.3%)
公営企業等会計計	15	15	14	14	16	16	1 (6.3%)
総合計	104	107	108	106	110	112	8 (7.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成25年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成 26年度	千円 178,672	千円 ▲983	千円 17,050	% 9.5	% 15.8

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給 与 費 B/A	(参考)市町村(政令 都市を除く.)平均一 人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 26年度	人 4	千円 12,551	千円 776	千円 3,723	千円 17,050	千円 4,263	千円 6,219

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
色 麻 町	41.4 歳	284,600 円	395,692 円
団 体 平 均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

色 麻 町	色麻町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（平成26年度） 1,244 千円	1人当たり平均支給額（平成26年度） 1,354 千円
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

色 麻 町			色麻町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～45%）			定年前早期退職特例措置（2～45%）		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
— 千円			19,228 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成26年度決算）			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
東京都	20 %	—	20 %
多賀城市	7 %	—	7 %
仙台市	6 %	—	6 %
富谷町	5 %	—	5 %
名取市・利府町	3 %	—	3 %

エ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	664 千円
職員1人当たりの平均支給年額（平成26年度決算）	221 千円
支給実績（平成25年度決算）	989 千円
職員1人当たりの平均支給年額（平成25年度決算）	330 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	1. 配偶者 13,000円 2. 配偶者以外の扶養親族 それぞれ6,500円(職員に配偶者が無い場合はそのうち1人について11,000円) 3. 扶養親族である子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円を加算	同じ	—	1,128 千円	376,000 円
住居手当	1. 借家・借間に居住している職員 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 【家賃】-12,000円 イ月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(【家賃】-23,000円)÷2 (限度額27,000円)	同じ	—	— 千円	— 円
通勤手当	1. 交通機関の利用者 月額55,000円を限度に支給 2. 自家用車等の使用者 使用距離(片道)に応じ、2,000円～31,600円を支給	同じ	—	98 千円	32,667 円
管理職手当	課長等の職にある者に支給 5級の職員 49,600円 39,600円(参事) 6級の職員 51,900円 41,500円(参事)	同じ	—	— 千円	— 円
単身赴任手当	転勤により住居を移転し、配偶者と別居して単身で生活する職員 月額26,000円+加算額	同じ	—	— 千円	— 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)に色麻町の区域にて在勤する職員に対して支給 世帯主である職員 ・扶養親族のある職員 17,800円 ・その他の世帯主の職員 10,200円 その他の職員 7,360円	異なる	4級地として支給	267 千円	89,000 円
休日勤務手当	休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=1時間あたりの給与額× 135/100×勤務時間数	同じ	—	— 千円	— 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給 支給額=1時間あたりの給与額× 25/100×勤務時間数	同じ	—	— 千円	— 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 宿日直手当 4,200円 半日直手当 2,100円 (5時間未満の場合)	同じ	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要等により勤務した際に支給 1. 週休日又は休日等に勤務した場合 勤務1回につき 6,000円 2. 週休日等以外の日の深夜(午前0時から午前5時)に勤務した場合 勤務1回につき 3,000円	同じ	—	— 千円	— 円